

令和5年6月9日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第2回魚沼市議会定例会について  
(2) 議員派遣の件について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 6月9日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和5年第2回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和5年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。  
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。  
議員派遣の件については、これを了承した。  
その他で、議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について及び議員表彰の伝達について協議した。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 令和5年第2回魚沼市議会定例会について

#### (2) 議員派遣の件について

#### (3) その他

- ・ 議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について
- ・ 議員表彰の伝達について

2 日 時 令和5年6月9日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

#### (1) 令和5年第2回魚沼市議会定例会について

富永委員長 日程第1、令和5年第2回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細に  
つきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。

まず、事件番号1番、令和5年度魚沼市一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。当該補正予算の概要であります。現時点で見込んでいます主なものとしましては、生活扶助基準額の見直し及び調査項目の追加に対応させるための生活保護システム改修関連経費について、財源である国庫補助金とともに追加するほか、分類引き下げ前の3月末

までの入院患者を対象として実施した新型コロナウイルス感染症の傷病見舞金について、不足見込み分の追加を予定しております。また、冬の大雪により損傷した農業用水路や林道等の修繕に係る所要経費の不足見込額や、高速道路をまたぐ水路橋補修設計業務委託料の不足見込額などを追加することに加え、交流センター・ユピオの指定管理者の解散に伴う施設管理予算の組替などを予定しております。このほかに、鉄骨鋼材費高騰に係る生涯学習センター建築工事費の追加を、継続費の補正と併せて計上することとしており、財源の調整・変更を含めた内容と地方債限度額の補正とともに、歳入歳出それぞれ1億4,290万円の追加補正をお願いする予定としております。

このほかに、第3号補正予算といたしましては、今ほど申し上げた継続費及び地方債限度額の補正に加え、人事給与システム使用料に係る令和10年度までの債務負担行為の補正を予定しております。

次に、事件番号2番、魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が引き下げられたことに伴い、患者との接触作業に係る手当を廃止することとして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号3番、魚沼市火災予防条例の一部改正につきましては、総務省令改正に伴い、電気自動車の急速充電設備に係る詳細規定や喫煙所表示に係る規定などを追加することとして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号4番、魚沼市市民会館条例の一部改正につきましては、小出郷福祉センターの用途廃止に伴い、関係規定を削除することとして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号5番、魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、マイナンバーを自治体が独自に利用しようとする場合に法律により条例規定が必要とされていることから、今回、外国人に係る生活保護関連事務に際してマイナンバーを必要とする関係で、新たに条例で制定するものであります。

続きまして、事件番号6番、財産の処分につきましては、渋川地内の旧道路用地としていた普通財産の市有地を隣接する土地の所有者に譲渡を行うにあたり、地方自治法第96条の規定により議決をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号7番から事件番号12番までにつきましては、いずれも取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。なお、契約案件については、事件番号7番が小型動力消防ポンプ付普通積載車3台、事件番号8番から10番がロータリ除雪車、事件番号11番が小出スキー場圧雪車、そして事件番号12番が須原スキー場圧雪車であります。

続きまして、事件番号13番の四日町地区雨水管渠布設第4次工事の変更契約につきましては、当該工事の当初契約額が1億5,000万円以上であり、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会議決をいただいた工事請負契約であることから、このたびの工事内容の変更の際し、同変更契約の議会議決を求めるため提案するものであります。

続きまして、事件番号 14 番、旧堀之内庁舎改修工事及び事件番号 15 番、羽川荘解体撤去工事の 2 件の工事請負契約の締結につきましては、いずれも契約しようとする工事の予定価格が 1 億 5,000 万円以上であることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため提案するものであります。

続きまして、事件番号 16 番、市道路線の認定につきましては、小平尾地内の延長 152m の未認定道路を小平尾中村線として新たに認定をいただきたく、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 17 番、和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、本年 1 月から 2 月にかけて中原地内の民間住宅において、水道の閉栓手続の不手際により、凍結した宅内配管が破裂し住宅及び家財に損害を与えた事案について、住宅所有者との間で損害賠償についての協議が整いましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号、並びに魚沼市公営企業の設置等に関する条例第 11 条の規定により議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 18 番、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員のうち 1 名の方の任期が令和 5 年 9 月 30 日をもって満了となることから、令和 5 年 10 月 1 日以降に着任いただく候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

続きまして、事件番号 19 番から次のページの事件番号 37 番までの農業委員会委員の任命につきましては、現在の魚沼市農業委員会委員の任期が本年 7 月 23 日までとなっております。新たに農業委員を改選するにあたり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、19 名の委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、1 件、追加でお願いしたい事件がございます。湯之谷基幹集落センター解体（その 2）工事の契約締結についてであります。本件につきましては現在、発注手続を進めているところでありますが、当該工事の予定価格が地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、及び、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく、議決事案の該当となることが見込まれております。しかしながら、入札期日が本会議初日前日の 6 月 15 日であり、仮契約手続とともに議案が直前まで調製できない状況にあることから、当該工事請負契約の締結に関する議案を直前に配付させていただきたいとするものであります。

続きまして、報告事件として、9 件についてご説明申し上げます。事件番号 1 番、令和 4 年度魚沼市一般会計継続費繰越計算書についてですが、地方自治法第 212 条の規定により令和 4 年度から令和 5 年度にかけて継続費の年割設定がある事業予算におきまして、令和 4 年度内に支出が終わらなかった分に係る逡次繰越額について、同法施行令第 145 条第 1 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号 2 番、令和 4 年度魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年 2 月の第 1 回定例会及び去る 5 月の第 1 回臨時会で議決をいただいた補正予算において設定いたしました繰越明許費予算のうち、令和 4 年度内に支出が完了しなかった予算で、令和 5 年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号 3 番、令和 4 年度魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書について

であります。こちらにつきましては、事故繰越として、令和4年度内に支出が完了せず、令和5年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号4番、令和4年度魚沼市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年2月の第1回定例会で議決をいただいた補正予算において設定いたしました繰越明許費予算のうち、令和4年度内に支出が完了しなかった予算で、令和5年度に繰り越した事業予算の経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号5番、令和4年度魚沼市ガス事業会計予算の繰越についてから、事件番号7番、令和4年度魚沼市下水道事業会計予算の繰越についてまでの3件につきましては、各公営企業会計において令和4年度中に支出が完了せず令和5年度に繰り越した事業予算の経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、事件番号8番、一般財団法人魚沼農耕舎の経営状況について及び事件番号9番、一般財団法人魚沼市地域づくり振興公社の経営状況についての2件につきましては、いずれも、地方自治法施行令第152条に規定する法人として、市が資本金等の50%以上を出資している法人等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。今回報告する法人につきましては、いずれも決算等が総会において確定したことから報告させていただくものであります。報告案件に該当する他の法人につきましては、追加予定のところにお示ししてありますとおり、法人の総会等の日程の関係から、今定例会会期中に追加報告としてお願いすることになるか、またはその次の議会において報告させていただくことを予定しております。説明につきましては、以上です。

富永委員長　ただいまの説明に質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長提出・受付事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和5年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

富永委員長　それでは、ただいまの議長提出・受付事件について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議長提出・受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長提出・受付事件については受けることに決定しました。

次に、(2)付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和5年第2回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱(案)について説明)

富永委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。事務局長の説明のとおり取扱いとすることでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情については、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

## (2) 議員派遣の件について

富永委員長 日程第2、議員派遣についてを議題とします。事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 配付資料はありませんが、7月7日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会評議員会への参加。評議員は改選後の正副議長・委員長等7名です。7月20日の湯沢町・南魚沼市・魚沼市議会議員協議会総会への参加、全議員です。8月10日の令和5年度中越地区市議会合同議員研修会、全議員です。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。3件については議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることでご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、ただいまの3件については、そのように決定いたしました。

## (3) その他

### ・議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間について

富永委員長 日程第3、その他を議題とします。まず、議長及び副議長の選挙における所信表明の届出期間についてを議題といたします。事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 魚沼市議会では、慣例により議長及び副議長は2年で改選をしています。辞職される場合は、魚沼市議会基本条例第12条第2項及び魚沼市議会議長・副議長選挙の所信表明に関する内規第3条の規定に基づく所信表明を実施することになりますが、同内規第2条第4項の正副議長が欠けた場合の所信表明の届け出は、あらかじめ議会運営委員会で定める期間までに行わなければならないこととなっていることから、この届け出の期間は一般選挙後初めて行われる議長選挙と同じく選挙の実施日の前日の正午である7月3日正午が適当と考えますが、このことについて協議いただくものです。

富永委員長 ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。(なし) ないようですので、お諮りします。今定例会において、議長・副議長選挙の所信表明の届け出は、それぞれ7月3日正午までに議会事務局に提出することで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

## ・議員表彰の伝達について

富永委員長　次に、議員表彰の伝達等について事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　このたび議員表彰として、佐藤敏雄議員、志田貢議員が全国表彰及び北信越表彰のいずれも在職10年以上表彰を受賞されました。その伝達を本会議最終日の7月4日に、追加議案として予定される議会の人事案件に移る前の執行部が在席中に行うこととし、その間に休憩として行いたいと考えますが、この件について協議願います。

富永委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) ないようですので、お諮りします。市議会議長会の表彰伝達式を7月4日、最終日に行うことでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

その他、皆さんから協議事項等はありませんか。(なし) 執行部からありませんか。(なし) 本日の会議録については委員長に一任を願います。議会運営委員会はこれで閉会します。

閉　　会 (10 : 32)